

証券コード 6544

平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目3番13号  
ジャパンエレベーターサービス  
ホールディングス株式会社  
代表取締役会長兼社長CEO 石田 克史

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |                      |   |  |
|----------------------|---|--|
| 1. 日                 | 時 | 平成30年6月26日(火曜日)午前10時   |
| 2. 場                 | 所 | 東京都中央区日本橋一丁目3番13号<br>東京建物日本橋ビル3階<br>コングレスクエア日本橋 コンベンションホール C・D<br>(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)   |
| 3. 目的事項<br>目 報 告 事 項 |   | 1. 第24期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第24期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)<br>計算書類報告の件 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

剰余金処分の件

定款一部変更の件

取締役12名選任の件

監査役1名選任の件

当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

会計監査人選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の下記ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 当社ウェブサイト (<https://www.jes24.co.jp>)

◎受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。開会時刻間際になりますと会場受付が混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の拡大による設備投資や雇用情勢の改善により、緩やかな回復基調が続いているものの、地政学リスクの高まり等により先行き不透明な状況で推移しました。

エレベーター等のメンテナンス業界においては、公共投資・民間建設投資の堅調な推移に支えられ、市場は緩やかな拡大傾向にあると予想されます。

このような市場環境の下、当社グループは、新規の事業展開エリアである関西エリアへの進出や、営業の効率化に注力してまいりました。また、独立系初のエレベーターのテストタワーを備えた最新研究施設「JES Innovation Center (JIC)」が平成29年10月13日に竣工いたしました。

保守・保全業務については、保守契約台数は43,000台を超え堅調に推移し、当連結会計年度の保守・保全業務の売上高は12,035百万円（前期比9.7%増）となりました。リニューアル業務については、前期において、事業拡大に備えた人員増及び営業体制の強化に取り組んだことに加え、部品供給停止物件に対する提案強化等が奏功し、当連結会計年度のリニューアル業務の売上高は3,254百万円（前期比27.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は15,326百万円（前期比13.2%増）、営業利益は1,351百万円（前期比121.2%増）、経常利益は1,339百万円（前期比154.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は848百万円（前期比211.8%増）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は2,582百万円であります。その主なものは、エレベーターのテストタワーを備えた最新研究施設「JES Innovation Center (JIC)」に対する投資であります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度において当社グループは、金融機関より借入金として2,505百万円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (平成27年 3 月期)	第 22 期 (平成28年 3 月期)	第 23 期 (平成29年 3 月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高(百万円)	10,499	11,891	13,544	15,326
経 常 利 益(百万円)	572	699	527	1,339
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	316	402	271	848
1 株当たり当期純利益 (円)	20.35	25.38	16.97	42.34
総 資 産(百万円)	5,530	6,552	7,848	10,624
純 資 産(百万円)	886	793	2,072	2,870
1 株当たり純資産 (円)	23.44	49.96	102.72	140.52

(注) 第23期より連結計算書類を作成しております。第21期及び第22期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (平成27年 3月期)	第 22 期 (平成28年 3月期)	第 23 期 (平成29年 3月期)	第 24 期 (当事業年度) (平成30年 3月期)
売上高及び営業収益(百万円)	10,489	2,390	2,774	2,713
経 常 利 益(百万円)	569	258	317	450
当 期 純 利 益(百万円)	314	126	275	333
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	20.20	7.95	17.21	16.67
総 資 産(百万円)	5,560	4,506	6,522	8,546
純 資 産(百万円)	874	208	1,819	2,096
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	22.66	13.12	90.86	103.53

- (注) 1. 第22期は、期首に吸収分割を行い子会社に事業を譲渡し、当社は持株会社となりました。
2. 当社は、平成28年3月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成28年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
4. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ジャパニエレベーター サービス北海道株式会社	10百万円	100.0%	北海道地区におけるエレベーター等の 保守・保全及びリニューアル業務
ジャパニエレベーター サービス城南株式会社	10百万円	100.0	東関東及び東京都東部地区における エレベーター等の保守・保全業務
ジャパニエレベーター サービス城西株式会社	10百万円	100.0	北関東及び東京都西部地区における エレベーター等の保守・保全業務
ジャパニエレベーター サービス神奈川株式会社	10百万円	100.0	神奈川地区における エレベーター等の保守・保全業務
ジャパニエレベーター サービス東海株式会社	10百万円	100.0	東海地区における エレベーター等の保守・保全業務
ジャパニエレベーター サービス関西株式会社	10百万円	100.0	関西地区における エレベーター等の保守・保全業務
ジャパニエレベーター パーツ株式会社	10百万円	100.0	エレベーター等のリニューアル業務・関連 部品の保管販売業務及び保守・保全業務
JAPAN ELEVATOR SERVICE HONG KONG COMPANY LIMITED	23百万 香港ドル	100.0	アジア地域（日本を除く）の市場調査と現 地のエレベーター等関連企業への投資
JAPAN JINDAL ELEVATOR SERVICE PRIVATE LIMITED	116百万 インドルピー	74.0 (74.0)	インドグルガオン地区におけるエレベータ ー等の保守・保全及びリニューアル業務

(注) 1. ジャパニエレベーター・キャリアサポート株式会社は平成29年5月1日付で、ジャパニエレベーターサービス関西株式会社に商号変更し、重要な子会社といたしました。

2. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合の内数となっております。

#### (4) 対処すべき課題

エレベーター及びエスカレーターのメンテナンス業界におきましては、不動産の供給増加によるエレベーター等の増加、物件所有者及びビル管理会社のコスト削減要求等により、事業機会が増加する一方、エレベーター等の安全稼動への社会的要請の高まりから、高品質なサービスの提供が求められております。このような事業環境の下、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであると認識しております。

##### ① 国内事業基盤の構築・拡大

当社グループが安定的成長を図るうえで、事業基盤の構築・拡大が課題であると認識しております。具体的には、継続的収益及び保全・リニューアル業務への展開に繋がる、保守契約台数を増大させることが最も重要であると考えております。

平成29年5月1日、当社子会社ジャパンエレベーターサービス関西株式会社が発足いたしました。今後は同社を拠点とし、関西地区における積極的な事業推進を図ってまいります。また、名古屋を含む東海地区においても引き続き保守契約台数の増大を図り、主に3大都市圏における事業基盤の構築・拡大に取り組んでまいります。

##### ② 人材確保及び育成

当社グループの事業競争力の根幹は、エレベーター等の安全運行に必要な高品質なメンテナンスサービスを提供できる人材であり、そのような人材の確保と育成は今後の当社グループの成長にとって不可欠であると考えております。

当社グループでは、これまで行ってきた従業員への研修を継続・強化するとともに、社内技術、品質認定制度を確立することで、技能水準の高い人材の育成を図ります。

また、人材の確保につきましては、企業認知度と労働条件の向上を目指すとともに、新卒・中途採用の積極的な増加を図り、当社グループの要求する品質を担保できる外注業者の利用により、適宜、人員補充を行ってまいります。

##### ③ 海外事業展開の推進

高品質なメンテナンスサービスに対する需要は、国内市場のみならず海外市場においても広く存在するものと考えております。当社グループが日本市場で培ってきた複数メーカーのエレベーター等に対応できる技術力や教育研修のノウハウ等を活用することで、海外市場への展開、成長を図ります。

当社の子会社であるJAPAN ELEVATOR SERVICE HONG KONG COMPANY LIMITEDを海外事業における中間持株会社として、香港、インドへの事業展開を推進してまいります。

インドにおいては、現地の建設会社Jindal Prefab Private Limitedとの合併会社JAPAN JINDAL ELEVATOR SERVICE PRIVATE LIMITEDにおける事業を軌道に乗せるとともに、インド市場の開拓に取り組んでまいります。

④ 国内・海外未展開地域への進出

国内・海外の未展開地域への進出を実現するための手段として、当社グループの企業価値向上に資するような他社の買収、他社とのジョイントベンチャーや業務提携を検討してまいります。

⑤ 研究開発の推進

埼玉県和光市に「JES Innovation Center (JIC)」が平成29年10月13日に竣工いたしました。複数に分散していた拠点を集約し、業務効率の向上を図るとともに、同拠点に建設したテストタワー（エレベーターの研究試験を行うための施設）によって、主にリニューアル事業の発展を目指してまいります。また、研修施設を併設しており、エンジニアの技術力の向上にも役立ててまいります。

⑥ 財務基盤の安定化

当社グループの今後の事業拡大のためには拠点拡充、進化するエレベーター等に対応するための研究開発、人材への投資や研修施設の拡充等、先行投資及び継続投資が必要となります。将来の資金需要に備え、内部留保の確保を図るとともに、借入等による資金調達にて財務基盤の安定化を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分	事業内容
メンテナンス事業	エレベーター・エスカレーター等の保守・管理、 保全工事及び改修・リニューアル工事

(6) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区
JES Innovation Center	埼玉県和光市

② 子会社

名称	所在地
ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社	本社 (北海道札幌市) 他
ジャパンエレベーターサービス城南株式会社	本社 (東京都千代田区) 他
ジャパンエレベーターサービス城西株式会社	本社 (東京都新宿区) 他
ジャパンエレベーターサービス神奈川株式会社	本社 (神奈川県横浜市) 他
ジャパンエレベーターサービス東海株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 他
ジャパンエレベーターサービス関西株式会社	本社 (大阪府大阪市) 他
ジャパンエレベーターパーツ株式会社	本社 (埼玉県和光市) 他
JAPAN ELEVATOR SERVICE HONG KONG COMPANY LIMITED	本社 (中国香港)
JAPAN JINDAL ELEVATOR SERVICE PRIVATE LIMITED	本社 (インドハリヤナ州)

招集  
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(7) **使用人の状況** (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 998名 (前期比71名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数は、使用人の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 当社グループはメンテナンス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128名	10名増	39.0歳	4.7年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数は、使用人の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	961百万円
株式会社みずほ銀行	829
株式会社三井住友銀行	721
株式会社北海道銀行	454
株式会社三菱東京UFJ銀行	372
株式会社りそな銀行	338

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計7行からの協調融資によるものであります。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日に、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 56,000,000株  
 (注) 平成29年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は28,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 20,030,000株（自己株式28株を含む）  
 (注) 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は10,015,000株増加しております。
- ③ 株主数 6,878名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K I	8,040千株	40.1%
石 田 克 史	1,948	9.7
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	1,243	6.2
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	748	3.7
ジ ャ パ ン エ レ ベ ー タ ー サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	711	3.5
野 村 證 券 株 式 会 社	601	3.0
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社（投 信 口）	545	2.7
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	470	2.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	292	1.4
一 般 社 団 法 人 Asset Management I	250	1.2

(注) 持株比率は自己株式（28株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	平成28年7月29日	
新 株 予 約 権 の 数	1,280個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	256,000株 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	88,400円 442円)
権 利 行 使 期 間	平成30年9月2日から 平成33年9月1日まで	
行 使 の 条 件	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,280個 目的となる株式数 256,000株 保有者数 6名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、以下に定める時期において、以下に定める数の新株予約権（ベスティング済新株予約権）を行使することができます。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成30年9月2日以降	割当数の3分の1
平成31年9月2日以降	割当数の3分の2
平成32年9月2日以降	割当数のすべて
3. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社使用人等に交付した新株予約権の平成30年3月31日現在の内容は、次のとおりであります。

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平成28年3月15日
新 株 予 約 権 の 数	1,190個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 238,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 66,400円 (1株当たり 332円)
権 利 行 使 期 間	平成31年4月1日から 平成38年3月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	新株予約権の数 1,190個 目的となる株式数 238,000株 交付者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、以下に定める時期において、以下に定める数の新株予約権（ベスティング済新株予約権）を行使することができる権利を付与されます。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成31年4月1日以降	割当数の33%
平成33年4月1日以降	割当数の66%
平成36年4月1日以降	割当数の100%
- 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

平成30年2月15日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）及び当社使用人等に交付した新株予約権（有償ストック・オプション）の状況は次のとおりであります。

名 称		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		平成30年2月15日	
新 株 予 約 権 の 数		17,860個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	1,786,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり1,300円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	193,600円 1,936円)
権 利 行 使 期 間		平成32年7月1日から 平成40年3月4日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
役 員 の 交 付 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15,710個 1,571,000株 8名
使 用 人 の 交 付 状 況	使 用 人 (子会社取締役を兼務する 使用人を含む)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,150個 215,000株 14名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成32年3月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、税金等調整前当期純利益が1,750百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	石田 克史	CEO 株式会社K I 代表取締役
取締役社長執行役員	安藤 広司	営業担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	倉本 周治	事業会社担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	瀬戸 秀明	北海道事業担当 ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社 代表取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	今村 公彦	CFO 経営管理本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	村上 大生	技術担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	利 銘鋒	海外事業担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	副島 健治	秘書室長
取 締 役	渡邊 仁	渡邊公認会計士事務所 所長 株式会社アールアンドジェイ 代表取締役
取 締 役	米澤 禮子	株式会社ザ・アール 会長 有限会社アールアンドアール 代表取締役
常 勤 監 査 役	池田 尚	
監 査 役	江口 勤	三興商事株式会社 顧問
監 査 役	前田 仁	

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- (注) 1. 取締役 渡邊仁氏及び米澤禮子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 江口勤氏及び前田仁氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 寺尾洋之氏は、平成29年6月29日付で当社の取締役を辞任により退任いたしました。
5. 取締役 國安生悟氏（システム担当）は、平成29年12月31日付で当社の取締役を辞任により退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報 酬 等 の 額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (2)	205 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	17 (8)
合 計 (うち社外役員)	12 (4)	222 (21)

- (注) 1. 上記には、平成29年12月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊仁氏は渡邊公認会計士事務所所長及び株式会社アールアンドジェイ代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役米澤禮子氏は、株式会社クレディセゾン社外取締役でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は株式会社ザ・アール会長及び有限会社アールアンドアール代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役江口勤氏は、株式会社アミューズキャピタル取締役でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は三興商事株式会社顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況
渡邊 仁	21回開催 うち21回出席	公認会計士としての専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、議案審議等に適切かつ必要な助言及び提言を行っております。
米澤 禮子	21回開催 うち19回出席	豊富な経営の経験及び高い見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、議案審議等に適切かつ必要な助言及び提言を行っております。

・社外監査役

氏 名	出 席 状 況		発 言 状 況
	取 締 役 会	監 査 役 会	
江 口 勤	21回開催 うち21回出席	17回開催 うち17回出席	経理・財務についての専門的知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。
前 田 仁	21回開催 うち21回出席	17回開催 うち17回出席	経営管理に関する豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役・使用人は、行動規範及びコンプライアンス規程に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ロ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取り組みを統括するとともに、当社及び当社子会社の取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
- ハ. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- ニ. 取締役・使用人は、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、また、これらの法令違反その他重要な事実発見の漏れを無くすための仕組み（ホットライン規程）により補完する。  
内部通報窓口は、専用のメール、ウェブサイト、及び書面郵送による利用方法を用意しており、フェアリンクスコンサルティング株式会社に委託している。
- ホ. 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規程（ホットライン規程）の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び個人情報・特定個人情報保護規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。当社取締役及び当社監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び当社子会社の本部、支社、支店、部・室、課、営業所等の長は、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を越える事業を行う場合は、職務権限規程に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。

- ロ. 当社及び当社子会社の代表取締役社長、本部長、室長及び支社長は、当該本部、室及び支社で起こり得る各種の事業リスクを想定し、あらかじめリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
  - ハ. 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、当社及び当社子会社の取締役会に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及び当社子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、当社及び当社子会社の取締役の業務執行状況を監督する。
  - ロ. 当社及び当社子会社の取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
  - ハ. 当社及び当社子会社の取締役会は、経営目標・予算の策定・見直しを行い、当社及び当社子会社の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及び当社子会社共通の経営方針を当社及び当社子会社全体へ周知徹底することで、当社及び当社子会社における業務の適正の確保に努める。
  - ロ. 当社の取締役及び当社子会社の代表取締役社長が参加する定期的な会議を開催することで、当社及び当社子会社間の情報の共有を図る。
  - ハ. 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するため、当社及び当社子会社すべてに適用する関係会社管理規程に従い、当社及び当社子会社各社で管理すべき事項を定める。
  - ニ. 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社における内部監査を実施又は統括し、当社及び当社子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。
  - ホ. 当社及び当社子会社内における法令違反及びその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を当社監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 当社監査役は、当社及び当社子会社の取締役会ほかの重要な意思決定会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また、前記に拘らず当社監査役は、いつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社監査役は監査役監査基準に基づき、当社及び当社子会社の取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めることができる。
- ロ. 当社監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。

- ハ. 当社監査役は、当社及び当社子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- 二. 当社監査役の半数以上を社外監査役とすることで、経営の透明性を担保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ロ. 当社及び当社子会社並びにその内部監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、事業年度末日時点において取締役10名（うち社外取締役2名）で構成しており、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項に関する意思決定をしております。原則として月1回の定例取締役会の開催に加え、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催しております。

② リスク管理及びコンプライアンスの体制について

経営戦略推進上のリスクについては、管掌取締役及び各担当部署がそれぞれのリスクを分析、検討し、必要に応じてグループ経営会議や取締役会において審議し、リスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。また、事業推進上のリスクについては、社員行動規範及びコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに関わる取り組みの推進、役職員の法令遵守状況の調査及び改善指示、再発防止策の構築等を行っております。

コンプライアンス委員会は、各子会社で任命されたコンプライアンス責任者と情報を共有することで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

このほか、フェアリンクスコンサルティング株式会社を通報窓口とする内部通報制度を制定し、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

③ 子会社の経営管理について

子会社の経営管理につきましては、当社の役員又は使用人を取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、関係会社管理規程に基づき、子会社における業務執行のうち重要なものは当社取締役会の事前承認を得るか、又は適宜報告されております。

④ 監査役監査について

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名により監査役会を設置し、原則として月1回これを開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換することにより、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適切な監査の実施に努めております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した経営基盤の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。

この方針のもと、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画を考慮したうえで、株主の皆様への利益還元に積極的に取り組んでまいります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会です。なお、株主の皆様に対する利益還元を柔軟に行うため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,169,428</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,002,795</b>
現金及び預金	1,295,477	買掛金	458,762
受取手形及び売掛金	1,993,111	短期借入金	3,015,550
仕掛品	35,362	1年内償還予定の債 社	400,000
原材料及び貯蔵品	1,208,354	1年内返済予定の債 長期借入金	153,600
繰延税金資産	249,495	リース債務	157,530
その他	389,759	未払金	343,061
貸倒引当金	△2,131	未払法人税等	426,246
		未払消費税等	166,596
<b>固定資産</b>	<b>5,455,158</b>	賞与引当金	467,849
<b>有形固定資産</b>	<b>4,189,432</b>	その他	413,598
建物及び構築物	3,281,288	<b>固定負債</b>	<b>1,751,207</b>
機械装置及び運搬具	118,300	長期借入金	807,750
工具、器具及び備品	916,041	リース債務	164,046
土地	317,638	退職給付に係る負債	553,991
リース資産	818,621	資産除去債務	225,419
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△1,262,457	<b>負債合計</b>	<b>7,754,003</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>339,780</b>	<b>(純資産の部)</b>	
その他	339,780	<b>株主資本</b>	<b>2,873,189</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>925,945</b>	資本金	608,445
投資有価証券	102,666	資本剰余金	1,044,746
敷金及び保証金	355,967	利益剰余金	1,220,046
繰延税金資産	164,670	自己株式	△49
その他	307,647	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△58,656</b>
貸倒引当金	△5,006	その他有価証券評価差額金	2,721
		為替換算調整勘定	△14,896
<b>資産合計</b>	<b>10,624,586</b>	退職給付に係る調整累計額	△46,480
		<b>新株予約権</b>	<b>23,218</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>32,832</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,870,583</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>10,624,586</b>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,326,377
売上原価	10,011,207
売上総利益	5,315,170
販売費及び一般管理費	3,963,212
営業利益	1,351,958
営業外収益	
受取利息	1,740
受取配当金	158
保険解約返戻金	8,529
還付消費税等	7,687
その他	12,277
合計	30,393
営業外費用	
支払利息	28,683
持分法による投資損失	9,921
その他	4,650
合計	43,255
経常利益	1,339,096
特別利益	
その他	1,107
特別損失	
固定資産除却損	5,772
事務所移転費用	35,613
その他	1,975
合計	43,361
税金等調整前当期純利益	1,296,841
法人税、住民税及び事業税	453,892
法人税等調整額	12,067
当期純利益	830,881
非支配株主に帰属する当期純損失	17,205
親会社株主に帰属する当期純利益	848,087

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	608,445	1,044,746	452,078	－	2,105,270
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△80,120		△80,120
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			848,087		848,087
自 己 株 式 の 取 得				△49	△49
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	767,967	△49	767,918
当連結会計年度末残高	608,445	1,044,746	1,220,046	△49	2,873,189

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 累 算 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	2,710	△14,666	△35,896	△47,852	－	14,823	2,072,241
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△80,120
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							848,087
自 己 株 式 の 取 得							△49
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	11	△230	△10,584	△10,803	23,218	18,008	30,423
当連結会計年度変動額合計	11	△230	△10,584	△10,803	23,218	18,008	798,341
当連結会計年度末残高	2,721	△14,896	△46,480	△58,656	23,218	32,832	2,870,583

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,363,880</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,772,837</b>
現金及び預金	1,015,449	短期借入金	3,209,463
関係会社短期貸付金	939,949	1年内償還予定の債	400,000
繰延税金資産	64,172	社	
その他	344,310	1年内返済予定の債	153,600
<b>固定資産</b>	<b>6,182,851</b>	長期借入金	156,743
<b>有形固定資産</b>	<b>4,167,127</b>	リース債務	289,814
建物及び構築物	3,273,667	未払金	155,603
工具、器具及び備品	899,826	未払法人税等	72,176
土地	317,638	賞与引当金	335,436
リース資産	815,708	その他	
その他	113,707	<b>固定負債</b>	<b>1,676,989</b>
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△1,253,421	長期借入金	807,750
<b>無形固定資産</b>	<b>334,999</b>	リース債務	162,257
ソフトウェア	324,367	退職給付引当金	481,562
その他	10,631	資産除去債務	225,419
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,680,724</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,449,827</b>
投資有価証券	73,015	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	511,210	<b>株主資本</b>	<b>2,070,965</b>
関係会社長期貸付金	304,355	資本金	608,445
敷金及び保証金	349,736	資本剰余金	1,039,418
繰延税金資産	144,156	資本準備金	566,230
その他	298,489	その他資本剰余金	473,188
貸倒引当金	△240	<b>利益剰余金</b>	<b>423,150</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,546,732</b>	利益準備金	10,250
		その他利益剰余金	412,900
		特別償却準備金	5,509
		繰越利益剰余金	407,391
		自己株式	△49
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,721</b>
		その他有価証券評価差額金	2,721
		<b>新株予約権</b>	<b>23,218</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,096,905</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>8,546,732</b>

# 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,713,690
営 業 費 用	2,255,249
営 業 利 益	458,440
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8,072
受 取 配 当 金	158
保 険 解 約 返 戻 金	7,831
そ の 他	7,361
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	28,438
そ の 他	3,064
経 常 利 益	450,361
特 別 利 益	
そ の 他	1,107
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,770
事 務 所 移 転 費 用	14,341
税 引 前 当 期 純 利 益	431,357
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	133,884
法 人 税 等 調 整 額	△36,469
当 期 純 利 益	333,942

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	608,445	566,230	473,188	1,039,418	10,250	7,447	151,630	169,328	-	1,817,192
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△80,120	△80,120		△80,120
当期純利益							333,942	333,942		333,942
特別償却準備金 の取崩						△1,938	1,938	-		-
自己株式の処分									△49	△49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1,938	255,760	253,822	△49	253,773
当 期 末 残 高	608,445	566,230	473,188	1,039,418	10,250	5,509	407,391	423,150	△49	2,070,965

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,710	2,710	-	1,819,902
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△80,120
当期純利益				333,942
特別償却準備金 の取崩				-
自己株式の処分				△49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11	11	23,218	23,229
当期変動額合計	11	11	23,218	277,002
当 期 末 残 高	2,721	2,721	23,218	2,096,905

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 井 勇 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 川 福 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 井 勇 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 川 福 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②会社法に定める内部統制システムの整備に関する取締役会の決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び従業員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、企業集団における内部統制システムについては、必要に応じて子会社の取締役及び従業員等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

ジャパンエレベーターサービス  
ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	池田尚	Ⓔ
社外監査役	江口勤	Ⓔ
社外監査役	前田仁	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した経営基盤の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。

今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第24期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金14.00円 配当総額280,419,608円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月27日

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の業容拡大とコーポレート・ガバナンス体制充実に備えるため、取締役の員数の上限を12名以内から14名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）第1項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等について、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により行うことができよう、変更案のとおり定款第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条（自己の株式の取得）、第42条（中間配当）を削除するものであります。
- (4) 現行定款第14条の株主総会招集権者及び議長に関する定め、第22条の取締役会招集権者及び議長に関する定めを実態に即した内容に変更するものであります。
- (5) 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
（1）～（11）（条文省略）	（1）～（11）（現行どおり）
（新 設）	<u>（12）古物の売買</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(13) 広告業</u>
(新 設)	<u>(14) 防犯サービス事業</u>
<u>(12) 上記各号に付帯する機械器具、資材、消耗品の供給販売</u>	<u>(15) 上記各号に付帯する機械器具、資材、消耗品の供給販売</u>
<u>(13) 上記各号に付帯する一切の業務</u>	<u>(16) 上記各号に付帯する一切の業務</u>
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第6条～第8条 (条文省略)	第6条～第8条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削 除)
第9条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第10条～第11条 (条文省略)	第9条～第10条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略)	第11条～第12条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。	第13条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し議長となる。	2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し議長となる。
第15条～第17条 (条文省略)	第14条～第16条 (現行どおり)

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第35条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役<u>会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条～第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日を基準日として中間配当を することができる。</u></p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条 第1項各号に掲げる事項については、<u>法令 に別段の定めがある場合を除き、取締役会 の決議により定めることができる。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

### 第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は、任期満了となります。  
 当社は経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	石田 克史 (昭和41年3月25日)	昭和60年4月 エス・イー・シーエレベーター株式会社入社 平成3年6月 育英管財株式会社入社 平成4年7月 株式会社ペムス入社 平成6年10月 当社設立 代表取締役社長 平成27年1月 当社代表取締役会長 平成27年5月 当社代表取締役会長兼社長 平成29年6月 当社代表取締役会長兼社長CEO（現任）	9,988,000 株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者石田克史氏は、当社の創業者であり、長年に渡り当社の代表取締役として優れた先見性と技術力及び強力なリーダーシップにより、当社グループの業容拡大をけん引してまいりました。エレベーターメンテナンス事業及び業界全般における豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後も当社グループの企業価値向上への寄与が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	今村 公彦 (昭和53年6月18日)	平成18年12月 有限責任 あずさ監査法人入社 平成25年5月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社 平成26年4月 同社経営管理本部グループ経理財務部長 平成28年4月 同社経営管理本部副本部長 平成29年1月 当社経理財務本部経理財務部担当部長 平成29年4月 当社専務執行役員経理財務本部長兼経営企画部長兼経理部長 平成29年6月 当社取締役専務執行役員CFO経営管理本部長兼経営企画部長 平成29年11月 当社取締役専務執行役員CFO経営管理本部長 平成30年4月 当社取締役副社長執行役員CFO経営管理本部長（現任）	252,100株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者今村公彦氏は、当社取締役に就任以来、公認会計士としての専門的な知見を活かして上場後の当社管理部門を統括してまいりました。平成30年4月より取締役副社長に就任、経営管理、コーポレートガバナンス、財務等の分野における豊富な知識と経験を有しており、今後も当社グループの企業価値を高めていくうえで適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	安藤 広司 (昭和42年10月2日)	平成3年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年8月 株式会社ビックカメラ入社 平成23年9月 同社執行役員事業開発室長 平成24年11月 同社取締役執行役員開発本部長兼開発室長 平成27年12月 当社取締役専務執行役員 平成29年4月 当社取締役副社長執行役員 平成29年6月 当社取締役副社長執行役員営業担当(現任) 平成30年5月 エレベーターメディア株式会社代表取締役(現任)	100,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者安藤広司氏は、当社取締役に就任以来、営業部門を管掌してまいりました。平成29年4月より取締役副社長に就任、当社グループを取り巻く事業環境の変化に応じた営業戦略の立案とその着実な遂行により、当社グループの成長に貢献してきた実績があり、今後も当社グループの企業価値を高めていくうえで適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			
4	倉本 周治 (昭和56年8月9日)	平成14年12月 株式会社鎌倉ケーブルコミュニケーションズ(現 株式会社ジェイコム鎌倉) 入社 平成17年10月 当社入社 平成26年10月 当社横浜支社長 平成27年4月 ジャパンエレベーターサービス神奈川株式会社代表取締役 平成27年12月 当社取締役常務執行役員事業戦略室長 平成28年3月 当社取締役常務執行役員 平成29年4月 当社取締役専務執行役員 平成29年6月 当社取締役専務執行役員事業会社担当 平成30年4月 当社取締役専務執行役員事業会社担当兼事業戦略室長(現任)	-株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者倉本周治氏は、当社取締役に就任以来、当社グループの事業会社を統括し、業容拡大に貢献してまいりました。また、エレベーターメンテナンス事業における豊富な経験と専門的な知識を有していることから、当社グループの企業価値を高めていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	利 銘 鋒 (昭和59年2月10日)	平成18年7月 lwata Bolt (HK) Co.,Ltd.入社 平成19年1月 サイデック株式会社入社 平成23年3月 同社の子会社I.Sydek Original Package Co., Ltd.に転籍 平成24年6月 丸紅香港華南有限公司入社 平成24年7月 株式会社L E O C入社 平成27年11月 JAPAN ELEVATOR SERVICE HONG KONG COMPANY LIMITED取締役(現任) 平成28年4月 当社取締役 平成29年6月 当社取締役常務執行役員海外事業担当(現任)	-株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者利銘鋒氏は、当社に入社以来、海外エリア事業を担当し、同エリアにおける業容拡大に貢献してまいりました。また、海外事業分野における豊富な経験と専門的な知識を有していることから、当社グループの企業価値を高めていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
8	副 島 健 治 (昭和50年1月8日)	平成10年4月 有限会社レポートインワールド入社 平成14年10月 株式会社L E O C入社 平成18年9月 株式会社レオック東北代表取締役社長 平成20年4月 株式会社レオック西日本代表取締役社長 平成23年4月 株式会社レオックジャパン営業統括本部長 平成26年3月 当社営業本部副本部長 平成26年10月 当社海外事業本部長 平成27年1月 当社海外事業本部長兼営業本部副本部長 平成27年3月 当社海外事業アドバイザー 平成29年6月 当社取締役常務執行役員秘書室長(現任)	-株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者副島健治氏は、会社の社長等を歴任した経験に加え、当社の技術、営業、海外事業等に精通し、幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値を高めていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
※ 9	さ く ま さい こ 佐 久 間 幸 子 (昭和61年11月24日)	平成22年 9 月 株式会社ファーストリテイリング入社 平成26年10月 株式会社ラネット入社 平成28年 5 月 当社経営企画部課長 平成29年 6 月 当社執行役員広報・IR室長 平成30年 4 月 当社常務執行役員広報・IR室長(現任)	-株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>          取締役候補者佐久間幸子氏は、当社グループの広報・IR部門の責任者として、株式上場以後、株主・投資家等のステークホルダーとの良好な関係性の構築を行ってまいりました。女性ならではの視点から、当社グループにおけるダイバーシティ・マネジメント(女性登用等)の推進等についても適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。</p>			
※ 10	た て い し ち か 立 石 千 佳 (昭和62年3月13日)	平成20年11月 優成監査法人入社 平成26年 9 月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社 平成28年10月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社経理部長 平成29年 5 月 当社経理財務本部経理部担当部長 平成29年 6 月 当社執行役員経理財務本部経理部長 平成29年11月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 平成30年 4 月 当社常務執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長(現任)	-株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>          取締役候補者立石千佳氏は、当社グループの経理部門の責任者として、公認会計士としての専門的な知見に基づく業務遂行を行うとともに、経営管理本部の副本部長として当社グループの管理体制の強化に貢献してまいりました。女性ならではの視点から、当社グループにおけるダイバーシティ・マネジメント(女性登用等)の推進等についても適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
11	渡邊 仁 (昭和40年3月15日)	昭和62年9月 東京C.P.A専門学校入社 昭和63年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 平成6年1月 E&Yシドニー事務所駐在 平成13年8月 渡邊公認会計士事務所所長(現任) 平成20年6月 株式会社アールアンドジェイ代表取締役(現任) 平成27年4月 当社社外取締役(現任)	-株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 社外取締役候補者渡邊仁氏は、公認会計士として培われた高度な専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般の監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般に活かしていただきたく、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			
12	米澤 禮子 (昭和25年4月3日)	昭和49年4月 日本航空株式会社入社 昭和57年3月 株式会社ザ・アール代表取締役社長 平成12年5月 有限会社アールアンドアール代表取締役(現任) 平成14年5月 株式会社ローソン社外取締役 平成18年1月 日本郵政株式会社社外取締役 平成26年8月 株式会社ザ・アール会長 平成27年6月 株式会社クレディセゾン社外取締役 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 平成30年4月 C C Cサポート&コンサルティング株式会社代表取締役会長兼社長(現任)	-株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 社外取締役候補者米澤禮子氏は、企業の経営者として、また上場会社の社外取締役として企業経営に関する豊富な経験を有していることから、経営全般の監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般に活かしていただきたく、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 渡邊仁氏及び米澤禮子氏は社外取締役候補者であります。
4. 渡邊仁氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年2ヶ月になります。
5. 米澤禮子氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
6. 渡邊仁氏及び米澤禮子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、渡邊仁氏及び米澤禮子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 代表取締役会長兼社長CEO石田克史氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社K Iが保有する株式数も含んでおります。
9. 取締役副社長執行役員CFO今村公彦氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である一般社団法人Asset Management Iが保有する株式数も含んでおります。
10. 取締役副社長執行役員営業担当安藤広司氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である一般社団法人アセット日本橋が保有する株式数も含んでおります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役池田 尚氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより退任した監査役の任期の満了の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
上田 耕平 (昭和27年8月27日)	昭和52年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成8年1月 同行梅田北口支店支店長 平成10年10月 同行プライベートバンキング営業部長 平成12年1月 同行リモートバンキング営業部長 平成13年4月 株式会社三井住友銀行堺法人営業部長 平成15年6月 三井住友カード株式会社大阪提携事業部長 平成16年8月 同社営業統括部執行役員部長 平成18年4月 同社CRM推進部執行役員部長 平成19年1月 同社広告宣伝部執行役員部長 平成19年7月 株式会社ビックカメラ広報・IR部長 平成29年5月 当社顧問 (現任)	-株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b>                      監査役候補者上田耕平氏は、企業経営等に関する幅広い知識と経験を有しております。また、優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、当社グループの監査に活かすことができる人材であると判断し、監査役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者との責任限定契約について

当社は、現行定款に基づき、監査役との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、上田耕平氏が選任された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額7億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3億5千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年170,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会にて決定される金額といたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から35年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

## (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、監査品質、独立性等を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名 称	新日本有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル		
沿 革	平成12年4月	太田昭和監査法人（昭和42年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と昭和44年12月に設立された昭和監査法人の合併により昭和60年10月に設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月に設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立。	
	平成13年7月	法人名称を新日本監査法人に変更する。	
	平成20年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更する。	
概 要	構成人員	公認会計士	3,222名
		公認会計士試験合格者等	971名
		その他職員	1,402名
		合 計	5,595名
	被監査会社数		3,953社

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目3番13号

東京建物日本橋ビル3階

コングレスクエア日本橋 コンベンションホール C・D

TEL 03-3275-2088



交通	「日本橋駅」	B 9 出口	直結 (東京メトロ東西線・東京メトロ銀座線・都営浅草線)
	「三越前駅」	B 5 出口	徒歩約 3 分 (東京メトロ半蔵門線)
	「東京駅」	八重洲北口	徒歩約 10 分 日本橋口 徒歩約 5 分 (JR 線)



この印刷物は、FSC®認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。